

平成27年（行ウ）第7号 年金額減額処分取消請求訴訟事件

徳島地方裁判所民事部合議係 御中

「年金引き下げ違憲訴訟」公正判決を求める要請書

平成27年（2015年）4月10日、貴地方裁判所に訴えた原告16名の標記訴訟の成行きを、私、末尾に署名、は大きな関心と期待をもって見守っています。

本件訴訟は、直接的には2013年10月から実施された1%の年金減額の違法性・違憲性を争うものです。しかし、年金者組合が貴地裁をはじめ全国各地の地裁にいっせいで提訴するこのたびの一連の裁判が意図するところは、国の年金政策を改めさせる国民的な論議を巻き起こすことにあります。すなわち、現在の際限ない年金引き下げの流れを変え、最低保障年金制度の確立とマクロ経済スライドの廃止によって、憲法25条が掲げる国民の社会保障への権利を実現し、国の社会保障義務を果たさせることです。

10年以上も前、物価が下がった際に年金を下げなかったという、いわゆる「特例水準」の解消を理由に2013年10月からすべての公的年金を1%引き下げたのを皮切りに、国は3年で2.5%も年金を引き下げました。最初の1%減は消費増税5%から8%への引き上げが予定される時期に実施され、その後、政府の経済・財政政策によって生活必需品等の物価が上昇し、年金から天引きされる国保保険料や介護保険料が引き上げられるなかで年金引き下げは強行されました。そして今年4月には、最後の0.5%引き下げと同時に、今後30年近くにわたって年金を下げ続ける「マクロ経済スライド」が発動されました。

国のこのような年金行政は、年金を頼りに生計を立てている高齢者の暮らしを直撃することは論を待ちません。さらに、これから新たな年金受給者となる今の現役世代の公的年金に対する不信をいっそう増幅させることとなります。

平成25年度末の公的年金受給者は3,950万人、このうち基礎年金（国民年金）のみの受給者784万人の平均年金額は5万円程度にすぎません。厚生年金受給者についても、月額10万円未満の受給者が394万人と全体の25%を占め、女性の場合は52%が10万円未満です。

人権に関する国際諸条約とILOの国際労働基準に基づく高齢期の所得保障の権利には、十分な年金を受け取る権利が含まれています。2013年5月、日本政府報告を審査した国連・社会権規約委員会は「日本の高齢者、とくに無年金高齢者および低年金者の間で貧困が生じていることを懸念」し、「国の年金制度に最低保障年金制度を導入すること」をあらためて勧告しています。

若い人も高齢者も安心できる日本の年金制度をつくるために、貴裁判所が、今日、わが国の高齢者が置かれた厳しい状況をご賢察のうえ、原告らの主張に耳を傾け、十分に審理を尽くして、公正な判決を下されますよう要請いたします。

2015年 月 日

住 所

氏 名